

四万十町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第3期）

令和8年3月31日

四 万 十 町 長
四 万 十 町 議 会 議 長
四 万 十 町 教 育 委 員 会
四 万 十 町 代 表 監 査 委 員
四 万 十 町 農 業 委 員 会
四 万 十 町 選 挙 管 理 委 員 会

四万十町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、四万十町長、四万十町議会議長、四万十町教育委員会、四万十町代表監査委員、四万十町農業委員会、四万十町選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

（1） 令和7年4月1日の割愛を除く新規採用職員は11名で、そのうち8名は女性である。職種別に見ると一般行政職6名（男性2名、女性4名）、保育士1名（女性1名）、保健師1名（女性1名）、保育所調理師2名（女性2名）、介護福祉士1名（男性1名）である。

○一般行政職における採用状況

単位：人

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男	女	男	女	男	女
受験者数	12	15	8	10	4	10
採用者数	4	5	2	3	2	4

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異

単位：年

年度別退職者	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	23.9	16.3	27.3
女性	20.5	22.5	29.0
差(男性－女性)	3.4	△6.2	△1.8

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

単位：時間

R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間	9.0	7.3	6.2	5.8	6.2	3.7	20.1	8.1	5.1	6.3	6.1	8.6

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

単位：人

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職数	24	23	22
うち女性管理職	4	4	4
女性の割合	16.7%	17.4%	18.2%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

単位：人

令和7年度	町長部局			町長部局以外		
	職員数	うち女性職員	女性の割合	職員数	うち女性職員	女性の割合
課長級	19	4	21.1%	4	0	00.0%
副課長級	31	12	38.7%	4	2	50.0%
係長級	32	11	34.4%	12	8	66.7%

※R7.4.1 現在一般行政職（保育士、小中学校、看護師、診療所技師、医師、特別養護老人ホームを除く）

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

令和6年度育休取得率 男性職員：75.0%、女性職員：100.0%

(7) 男性職員の配偶者出産休暇取得率

令和6年度配偶者出産休暇取得率 男性職員：100.0%

(8) 年次休暇の取得日数及び消化率50%以上

期 間	平均取得日数	消化率50%以上
令和7年1月～12月	14.2日	64.6%

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、四万十町長、四万十町議会議長、四万十町教育委員会、四万十町代表監査委員、四万十町選挙管理委員会、四万十町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通した目標として位置付けるものである。

【数値目標】

(1) 令和12年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和7年度の実績18.2%より1.8%以上引き上げ、20%以上にする。

(2) 令和12年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を65%以上にするとともに、男性職員の配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

(3) 令和12年度までに、令和7年の実績である職員の年次休暇の平均取得日数14.2日、年次休暇消化率50%以上の職員64.6%を維持するものとし、最低取得日数を5日以上とするよう推進する（令和7年の5日未満の取得者数29人）。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、四万十町長、四万十町議会議長、四万十町教育委員会、四万十町代表監査委員、四万十町選挙管理委員会、四万十町農業委員会における共通した取組として位置付けるものである。

- (1) 令和8年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- (2) 令和8年度より、育児休業（部分休業を含む）または配偶者出産休暇の取得について、全職員が取得できるよう制度活用の周知を行い、管理職又は総務課担当職員による面談や相談により、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進等に関する助言を行う。
- (3) 令和8年度より、年次休暇の平均取得日数及び消化率50%以上を維持するため、年休取得に関する啓発活動を行う。